

過積載車両の運転の要求等の禁止違反に対する再発防止命令等について

(平成6年5月6日島交指第410号県警察本部長例規通達)

この例規通達は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条第1項に規定する使用者以外の者が、同法第58条の5第1項第1号又は第2号に掲げる行為を行った場合における警察署長の再発防止命令等の運用に関し必要な事項を定めたものです。